

# 第1章. 瀬戸市の環境の現状と課題

この章では、本市の環境に関する各種データや市民・事業者アンケートの結果から環境分野ごとの現状を踏まえ、課題を示します。

## 1. 瀬戸市の環境の現状

### 1.1. 自然環境の現状

#### (1) 位置・地勢等

本市は尾張地域の北東端に位置し、地形的には北東部の三国山や猿投山などの木曾山脈に連なる山地、尾張丘陵の一角をなす標高 100～300mの小高い山々があります。そして、これらの山地・丘陵地に源流を持つ水野川や瀬戸川、矢田川が平地を形成しています。

#### (2) 森林環境

本市は、市域（111.4km<sup>2</sup>）の約6割を森林が占めており、その森林面積の約4割は公有地及び国有地が占めています。

森林面積の推移は、緩やかな減少傾向にありましたが、ここ数年は、ほぼ横ばいとなっています。一方で、自然公園法に基づく特別地域（愛知高原国定公園）や、県の自然環境の保全及び緑化の推進に関する条例に基づく自然環境保全地域（海上の森）、市独自の自然環境の保護・保全区域である特定地区（下半田川町蛇ヶ洞川エリア）として、保護・保全された森林の面積割合も、森林面積全体の約4割となっています。



海上の森



特定地区（下半田川町蛇ヶ洞川エリア）

### (3) 河川、湿地などの水辺環境

本市の市街地及びその周辺では、瀬戸川、矢田川、水野川などの河川が流れ、市民が身近にふれ合うことのできる水辺環境を形成しています。また、市域北部を流れる蛇ヶ洞川には、国の特別天然記念物であるオオサンショウウオが生息するほか、市域南部にはシラタマホシクサ等が生育する貧栄養湿地が点在するなど、良好な水辺環境が多く残されています。



瀬戸川



海上の森

### (4) 農地

食糧を生産する場であるとともに、生物の生息・生育の場や雨水の貯留機能などを持つ農地の面積は、市域の約5%にとどまっており、農業の担い手不足などの影響から経営耕地面積は、減少傾向となっています。

#### 【コラム】瀬戸市特定地区下半田川町蛇ヶ洞川エリア

本市では豊かな自然環境を守るために、平成24年（2012年）6月に「瀬戸市自然環境の保護及び保全に関する条例（平成24年瀬戸市条例第21号）」を施行し、自然環境や生態系の保護と保全の仕組みづくりを順次進めてきました。

条例施行後には、「瀬戸市自然環境の保護及び保全特定地区候補地選定委員会」を立ちあげ、市内29ヶ所の候補地を選定し、更に候補地を4ヶ所に絞り、うち2ヶ所について自然環境調査を実施しました。

その後、令和元年（2019年）10月1日に「下半田川町蛇ヶ洞川エリア」を本市第1号の特定地区に指定し、「瀬戸市特定地区下半田川町蛇ヶ洞川エリア自然環境の保護及び保全計画書」を作成しました。



オオサンショウウオ

(5) 自然観光資源、自然とのふれあい活動の場

豊かな自然環境を有する本市には、東海自然歩道がつなぐ定光寺や岩屋堂、海上の森、猿投山などの自然観光資源が多く存在し、年間を通じて多くの人を訪れています。

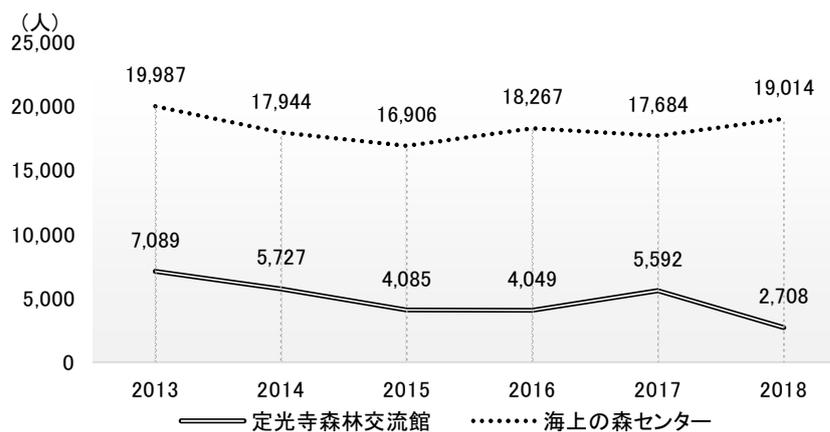
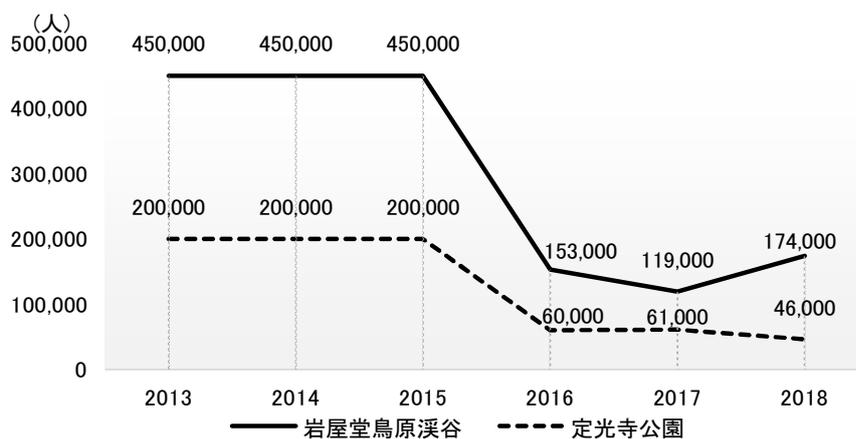
また、これらの自然観光資源のほかに、市街地周囲の里山、農地など、身近にふれ合うことのできる自然が多く存在します。



定光寺



岩屋堂



■ 主な自然観光資源の入込客数の推移

※2016年から集計方法が変更になり増減があります。

## (6) 生物

### ① 希少種・重要種

本市には、三国山や猿投山、海上の森などの緑豊かな森林や特徴的な湿地が多くあり、そこには、ギフチョウやシデコブシ、マメナシといった希少な生物が生息・生育しています。また、瀬戸川、矢田川、水野川など約 80 の河川が市内を流れており、市域北部を流れる蛇ヶ洞川には、国の特別天然記念物であるオオサンショウウオの生息も確認されています。

### ② 外来生物

本市においては、アライグマ、ハクビシン、ヌートリアなどの外来生物の生息が確認されており、カミツキガメなどの危険な外来生物も確認されています。市では捕獲器の貸し出しなどによる対策や、ホームページなどにより、市民へ注意喚起を行っています。

## (7) 自然環境等との調和に配慮した開発

近年、大規模に森林を伐採する太陽光発電施設の建設が全国的に進んでいます。本市においても民間事業者による建設計画がみられるなど、自然環境や生活環境を保全する上での懸念要因になっています。

大規模な太陽光発電施設の建設は、森林の伐採など土地利用を変化させることで大気中に二酸化炭素を排出することになるため、地球温暖化問題の解決につながらず、生物多様性をも失わせることとなります。このように、再生可能エネルギーの開発にあたっては、自然環境や生活環境との調和が求められます。

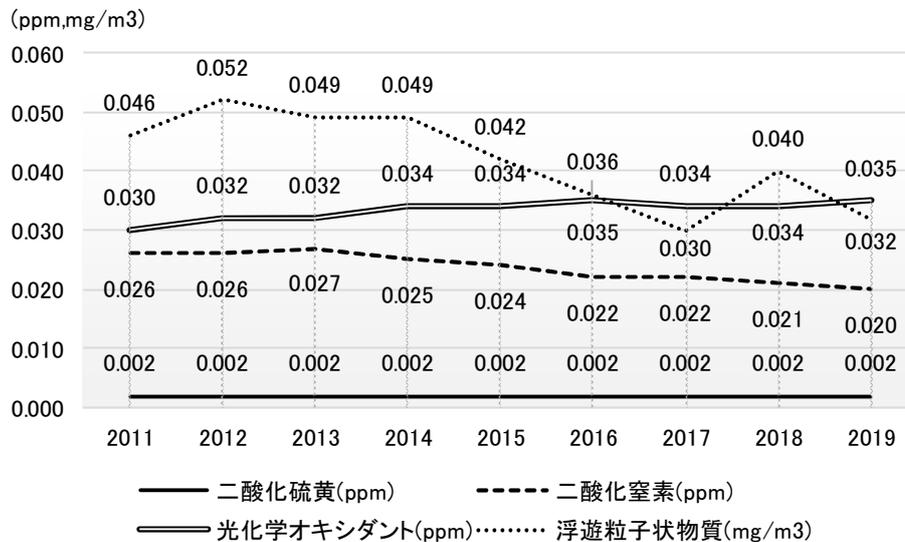
そこで、本市では、平成 31 年（2019 年）3 月に「瀬戸市自然環境等と太陽光発電設備設置事業との調和に関する条例」を制定し、森林の伐採など自然環境や生活環境への影響がおよぶ可能性のある太陽光発電設備の設置に際し、開発の面積要件や発電出力の要件に従い、市民への説明や自治会等の地元組織との協定の締結などを義務づけました。条例施行後は、自然環境及び生活環境を大きく改変する大規模設備の設置申請が無くなるなど成果が出ています。

## 1.2. 生活環境の現状

### (1) 環境基準の達成状況

#### ① 大気環境

大気環境の環境基準が設定されている4項目について、平均値の推移をみると、浮遊粒子状物質は、平成24年（2012年）をピークに減少傾向であったものが、平成30年（2018年）に一度増加し、翌年再度減少傾向に転じています。また、二酸化窒素は減少傾向で推移しており、二酸化硫黄と光化学オキシダントは微増となっています。



二酸化硫黄、浮遊粒子状物質：日平均の2%除外値  
 二酸化窒素：日平均値の年間98%値  
 光化学オキシダント：昼間の年平均値

#### ■ 主な大気汚染物質の測定結果（平均値の推移）

令和元年度（2019年度）における環境基準の達成状況について、二酸化窒素、二酸化硫黄、浮遊粒子状物質は環境基準値を上回ることはありませんでしたが、光化学オキシダントは環境基準値を上回ることが複数回確認されました。

なお、市が保有していた古瀬戸町の大気汚染測定所は平成22年度（2010年度）末に廃止しましたが、愛知県では陶原町5丁目の大気汚染測定所で常時監視を行っています。

#### 【大気汚染の環境基準値】

二酸化硫黄：1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。

浮遊粒子状物質：1時間値の1日平均値が0.10mg/m<sup>3</sup>以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m<sup>3</sup>以下であること。

二酸化窒素：1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内またはそれ以下であること。

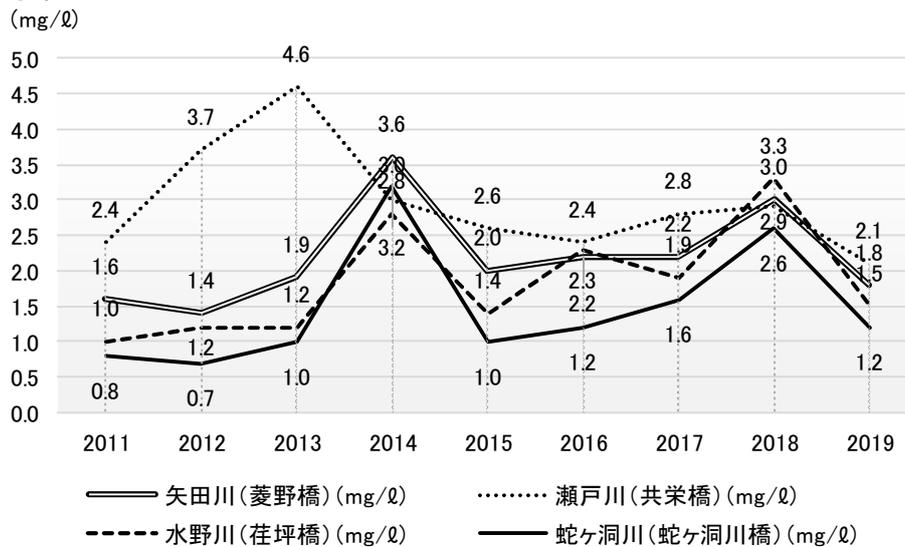
光化学オキシダント：1時間値が0.06ppm以下であること。

## ② 河川水質

市では、公共用水域の水質を毎年定期的に調査しています。河川の水質については、水素イオン濃度（pH）、生物化学的酸素要求量（BOD）、浮遊物質（SS）、溶存酸素量（DO）及び大腸菌群数の5項目（大腸菌群数はAA 類型及びA 類型のみ）で環境基準の達成状況を判断しています。

平成31年度（2019年度）の環境基準の達成状況としては、瀬戸川（D 類型）、矢田川（C 類型）、水野川（C 類型）では、平成16年度（2004年度）以降、毎年環境基準を達成できていますが、環境基準の厳しい蛇ヶ洞川（A 類型）では、大腸菌群数のみ達成できていません。

なお、環境基準項目の内、河川の水質を保全するために用いられる重要な水質指標である生物化学的酸素要求量（BOD）の推移をみると、年ごとで増減を繰り返しています。蛇ヶ洞川（A 類型）において、平成26年（2014年）と平成30年（2018年）に基準をオーバーしましたが、それ以外は各河川とも環境基準内での推移となっています。



### ■市内4河川の生物化学的酸素要求量（BOD：75%値※）の推移

※河川水質の環境基準値（本市関連分のみ）

類型	水素イオン濃度 (pH)	生物化学的酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
A	6.5 以上 8.5 以下	2mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	1,000MPN/100ml 以下
C	6.5 以上 8.5 以下	5mg/L 以下	50mg/L 以下	5mg/L 以上	—
D	6.0 以上 8.5 以下	8mg/L 以下	100mg/L 以下	2mg/L 以上	—

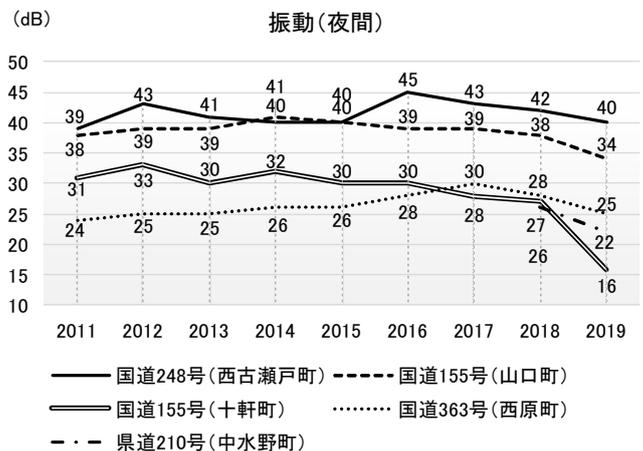
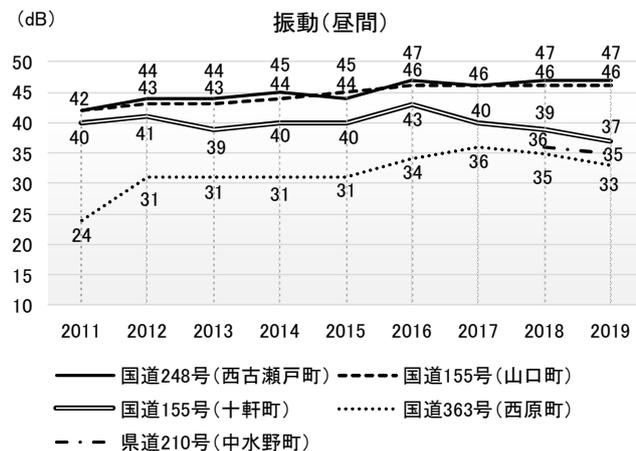
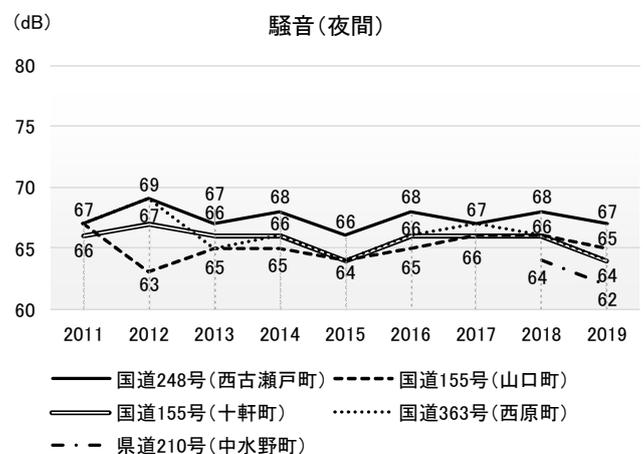
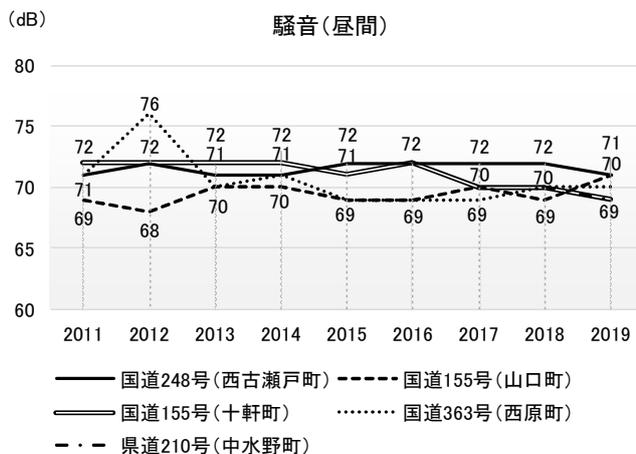
河川の水質基準（生活環境項目）は、指定された水域ごとに「AA」「A」「B」「C」「D」「E」の6つの類型（等級）が定められ、それぞれの類型ごとに異なる基準値が定められています。一般的に「AA」類型の河川の水が一番きれいと言われています。

※ 75%値：一年間で得られたすべての日平均値を、測定値の低い方から高い方に順（昇順）に並べたとき、低い方から数えて75%目に該当する日平均値

### ③ 道路の騒音・振動

騒音規制法及び振動規制法に基づいて、国道 155 号や国道 248 号などの主要な道路を走行する自動車の騒音と振動を、市内5地点にて定期的に測定しています。

騒音・振動については、「環境基準（維持されることが望ましいとされる水準）」に加え、「要請限度（交通規制などを公安委員会へ要請することになる水準）」の2つの値で評価することになっており、測定結果は全地点ほぼ横ばいで推移しています。平成 31 年度（2019 年度）の測定結果をみると、要請限度については全地点で基準を達成できていますが、基準値がより厳しい環境基準については国道 248 号の 1 地点で、騒音の基準が昼間、夜間ともに達成できませんでした。



#### ■ 騒音・振動の測定結果（時間帯平均値）の推移

##### 【道路交通の騒音・振動に関する環境基準値及び要請限度】

（環境基準値）維持されることが望ましいとされる水準

騒音：（昼間）70dB、（夜間）65dB

※振動の環境基準値は特に設けられていません。

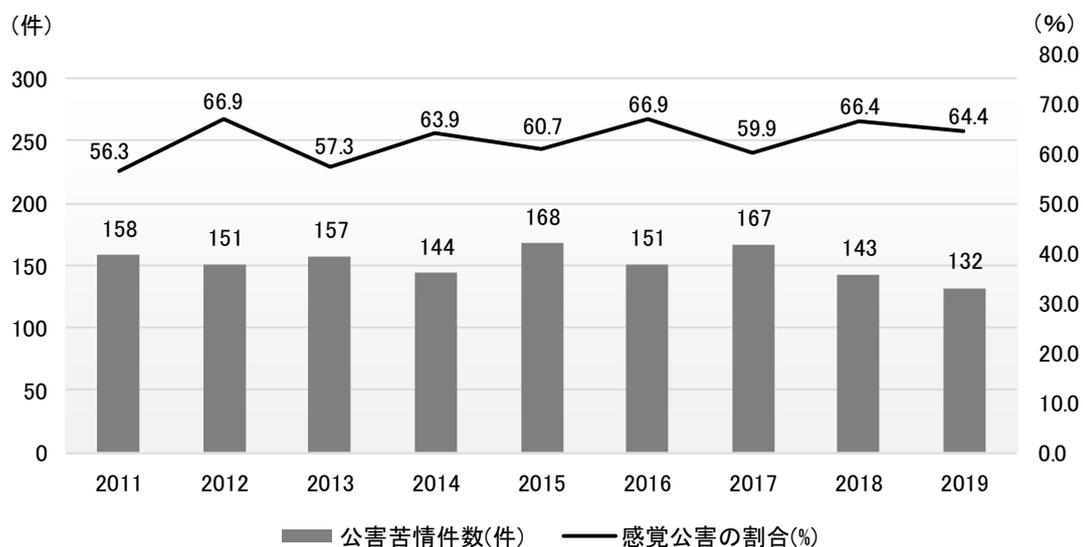
（要請限度）交通規制などを公安委員会へ要請することになる水準

騒音：（昼間）75dB、（夜間）70dB

振動：（昼間）65dB、（夜間）60dB

#### ④ 公害苦情処理

公害※苦情の申立件数は年間 130～170 件程度で推移しています。公害苦情全体に対する感覚公害（騒音、振動、悪臭）の割合が半数以上となるなど、日常生活における感覚的・心理的被害に対する市民の関心が強くなっていることがうかがえます。



■ 公害苦情件数と感覚公害の割合の推移



※ 公害：大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下及び悪臭の7つに分類されます。

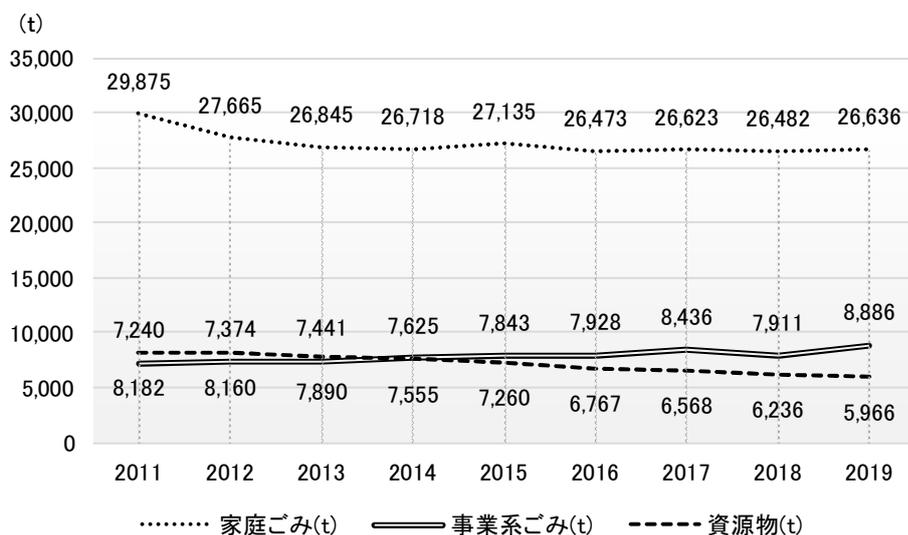
## (2) 廃棄物処理の状況

### ① 一般廃棄物

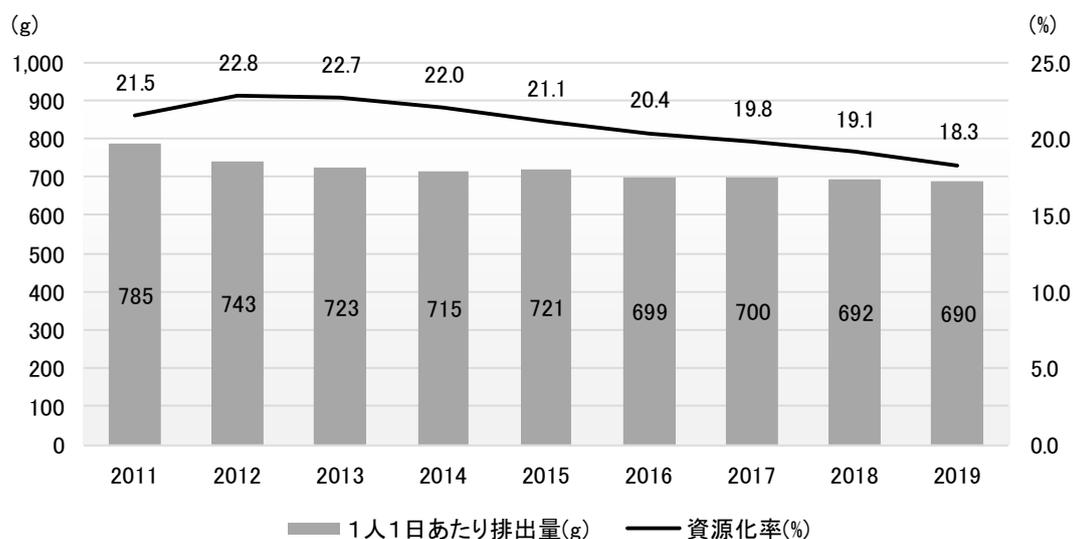
家庭ごみの排出量は、平成 23 年度（2011 年度）から平成 25 年度（2013 年度）にかけて約 3,000t 減少しましたが、それ以降下げ止まっている状況となっており、平成 31 年度（2019 年度）では 26,636t となっています。

一方で、事業系ごみは増加傾向、資源物量は減少傾向となっており、平成 31 年度（2019 年度）の排出量は事業系ごみで 8,886t、資源物で 5,966t となっています。

また、平成 31 年度（2019 年度）の家庭からの 1 人 1 日当たりのごみ・資源の排出量は 690g であり、ほぼ横ばいで推移しています。同じく、資源化率は 18.3% となっており、こちらは減少傾向となっています。



### ■家庭ごみ、事業系ごみ、家庭から出される資源物の量の推移



### ■1人1日当たりの排出量（家庭から排出されるごみ及び資源物）、資源化率の推移

## ② 産業廃棄物

本市は、他の県内市町村と比較して産業廃棄物等の関連施設の立地が多く、生活環境の維持や環境保全上の支障から、市民と事業者の間で紛争が発生していました。

そこで、平成 14 年（2002 年）3 月に「瀬戸市産業廃棄物等関連施設の設置に係る紛争の予防及び調整に関する条例」（平成 22 年（2010 年）名称等一部改正）を制定し、市民と事業者相互の合意形成を行ってきました。

さらに、平成 24 年（2012 年）7 月に「産業廃棄物等関連施設環境保全対策書作成指針」を策定し、産業廃棄物等関連施設を設置するに当たって、事業計画書及び環境保全対策書の事前公開や、関係地域の市民に対する説明会開催とともに、自治会等の地元組織との環境保全協定締結が必要となるなど、産業廃棄物処理に係る対策を進めています。また、「瀬戸市産業廃棄物等関連施設の運用の指導に関する条例」により、産業廃棄物等関連施設の運用に関して環境汚染のおそれがある行為と認められるときは、必要な措置を講ずるよう指導することもできるなどの運用を図っています。

## ③ 不法投棄

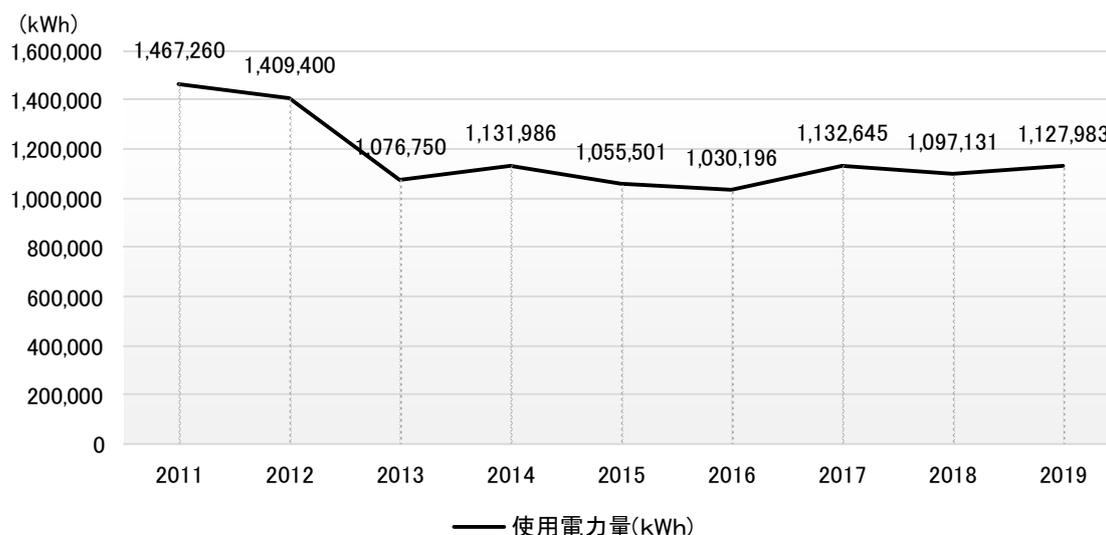
不法投棄対策については、市職員による監視パトロールや地域の青色パトロールと連携した巡回活動を実施し、不法投棄場所等の確認や投棄物の処理を行っています。また、不法投棄が頻発する場所に監視カメラを設置し、不法投棄の抑止に努めています。



### 1.3. 地球環境の現状

#### (1) エネルギー関連の状況

公共施設における電気使用量は、平成 23 年度（2011 年度）から平成 25 年度（2013 年度）にかけて減少しましたが、その後は横ばい傾向が続き、平成 31 年度（2019 年度）は 1,127,983kWh と、第 2 次計画策定時の平成 23 年度（2011 年度）の約 7 割となっています。



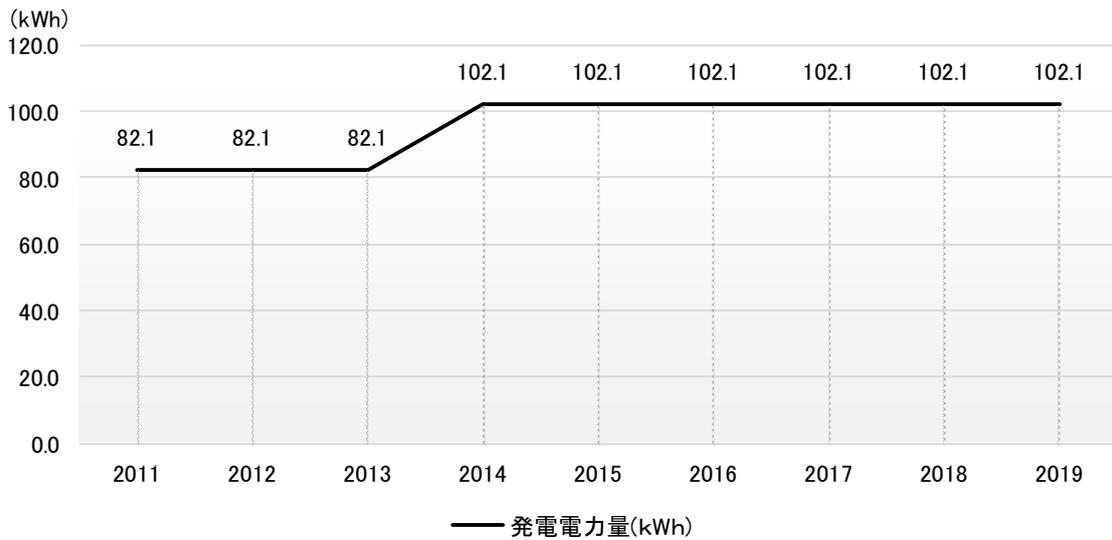
■公共施設の電気使用量の推移

また、平成 26 年度（2014 年度）に市役所新庁舎が建設され、新たに太陽光発電システムを屋上に設置するなど、市内 12 施設で新エネルギー設備が導入されています。

太陽光発電システム（10 施設）による発電能力は、平成 26 年度（2014 年度）から 102.1kW となっており、二酸化炭素の排出削減量としては、石油火力発電を利用した場合と比較すると、71,470g-CO<sub>2</sub>/kWh の削減となっています。



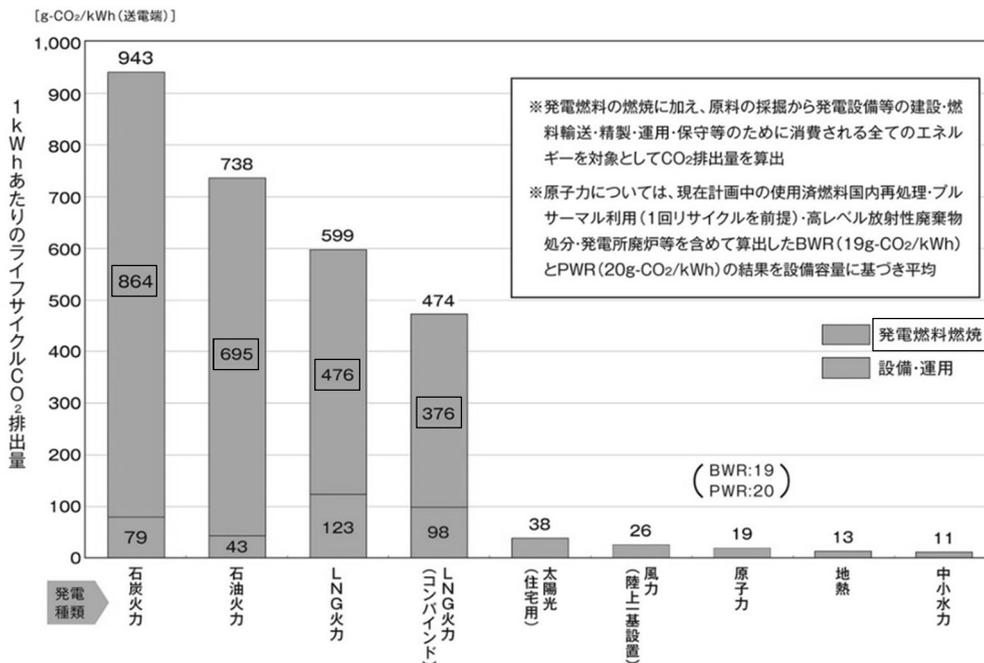
市役所新庁舎の太陽光発電システム



### ■ 公共施設の発電能力の推移

#### 【二酸化炭素の排出削減量の算出について】

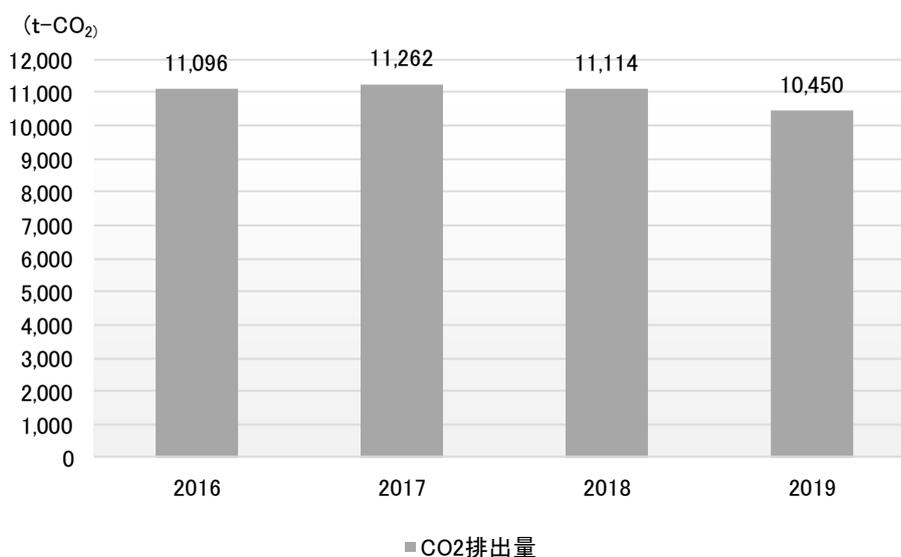
下記資料により、1 kWh 当たりのライフサイクル CO<sub>2</sub> 排出量は、石油火力発電の 738g-CO<sub>2</sub>/kWh に対し、太陽光発電は 38g-CO<sub>2</sub>/kWh であり、削減量は 700g-CO<sub>2</sub>/kWh となります。これに本市の太陽光発電システムによる発電能力 102.1kW を乗じた数値となります。



出典：「日本における発電技術のライフサイクルCO<sub>2</sub>排出量総合評価」2016.7  
 (一財)電力中央研究所

## (2) 温室効果ガスの排出量

本市の事務事業から排出される温室効果ガス（CO<sub>2</sub>）は、平成 31 年度（2019 年度）で 10,450 t-CO<sub>2</sub>であり、平成 29 年度（2017 年度）以降は減少傾向となっています。市では、平成 23 年度（2011 年度）には「節電！ピークカットアクションプラン」を、平成 24 年度（2012 年度）には「夏季瀬戸市節電対策取方針」「冬季瀬戸市節電対策取組方針」を定め、以降、継続して節電を推進しており、これらの効果もあり減少傾向となっていると推察されます。



■市の事務事業から排出される温室効果ガス（CO<sub>2</sub>）の推移

## (3) 各主体（市民、事業者、市）の取組状況

本市では、平成 28 年（2016 年）に「住宅用地球温暖化対策設備導入費補助金」（平成 31 年（2019 年）名称改正）を創設し、住宅用太陽光発電施設と住宅用エネルギー管理システム（HEMS）、定置用リチウムイオン蓄電システムの一体的導入の補助を進め、令和 2 年度（2020 年度）には、補助の申請と問い合わせを合わせて 64 件受け付けるなど、市民のニーズが高いことがうかがえます。

地球温暖化防止について基本方針と具体的な取組を行う旨の宣言をするなどの事業者による温暖化の取組の仕組みである「瀬戸市環境の保全及び創造に関する協定書」に基づく協定を市と締結する事業者の数も増加しています。また、市も一事業者として、平成 30 年（2018 年）6 月に「第 3 次エコオフィスプランせと」を策定し、これまでに実施してきた節電など具体的な取組を継続し、温室効果ガスの削減に努めています。

## 1.4. 連携・協働の現状

### (1) 市民・事業者等の連携・協働の状況

本市では、市民による「せと・まるっと環境クラブ」と、事業者による「瀬戸市環境パートナーシップ事業者会議」の二つのパートナーシップ型組織があります。

「せと・まるっと環境クラブ」による自然観察会やカタクリ群生地の草刈りなどの環境活動、「瀬戸市環境パートナーシップ事業者会議」による蛇ヶ洞川清掃活動や「省エネ講演会&環境取組発表会」などの環境活動が、それぞれ市と市民、市と事業者の2者連携により、継続的に実施されるとともに、市、市民、事業者の3者連携につながる取組も進めています。



「せと・まるっと環境クラブ」による自然観察会



「瀬戸市環境パートナーシップ事業者会議」による蛇ヶ洞川清掃活動

### (2) 環境教育・環境学習の実施状況

本市では、市民や事業者、大学などと連携して、市主催で行う「せと環境塾」により、岩屋堂や定光寺周辺（定光寺公園、定光寺野外活動センターなど）、海上の森、東大演習林でのフィールドワークや、資源リサイクルセンターでの環境講座を実施しています。その他、講師派遣による小中学校や保育園への出前講座なども実施しています。

### (3) 環境情報の発信の状況

本市では、環境情報ポータルサイトの展開として、市環境課の公式 Facebook を平成 25 年（2013 年）3 月に開設し、平成 26 年（2014 年）4 月から運用を開始しています。



市環境課公式 Facebook のページ

## 2. 市民・事業者の環境に関する意識

### 2.1. アンケート実施概要

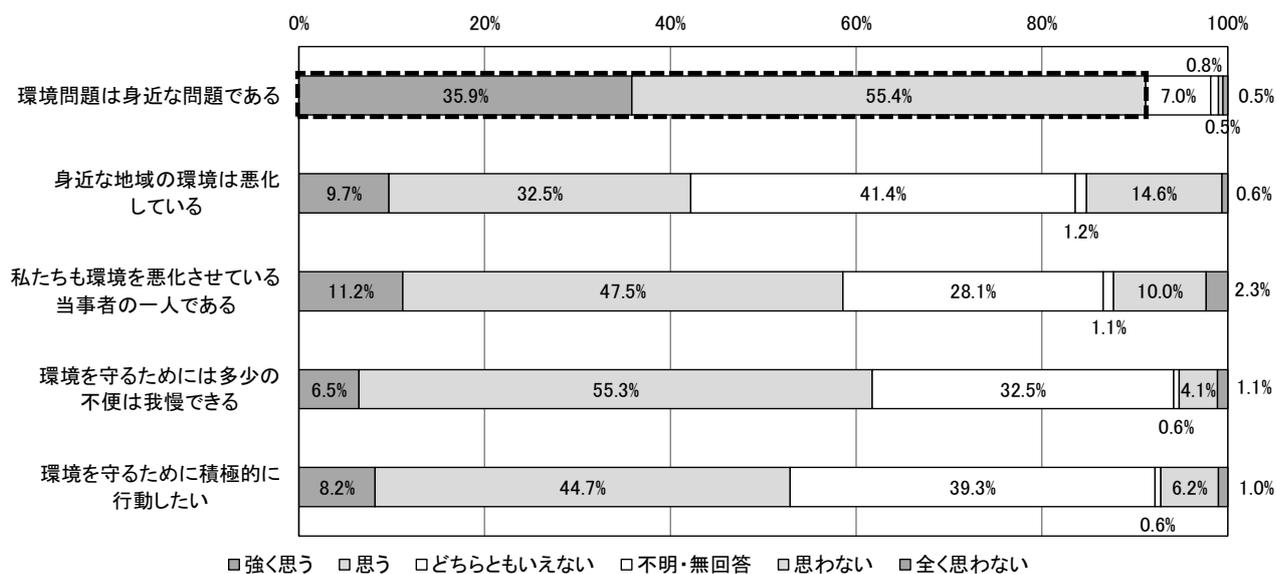
本市を取り巻く環境に関する、市民や事業者の意識や意向を把握するため、アンケート調査を以下のとおり実施しました。

#### ■アンケート実施概要

内 容	市 民	事業者
対象者	16歳（高校生）以上の市民	市内で事業を営む事業所
配布数	2000人	200社
抽出方法	住民基本台帳から無作為抽出 ※年齢、地域のバランスを考慮	瀬戸市企業ガイドブック等 から抽出
期間	令和2年（2020年）1月27日～2月12日	
調査方法	郵送による配布・回収	
回収数（率）	834件（41.7%）	54件（27.0%）

### 2.2. アンケート結果概要

環境問題に関する市民の意識としては、特に「環境問題は身近な問題である」という問いに対し、「そう思う（強く思う、思う）」という回答が91.3%となっており、回答者の環境問題への意識が高いことがうかがえます。

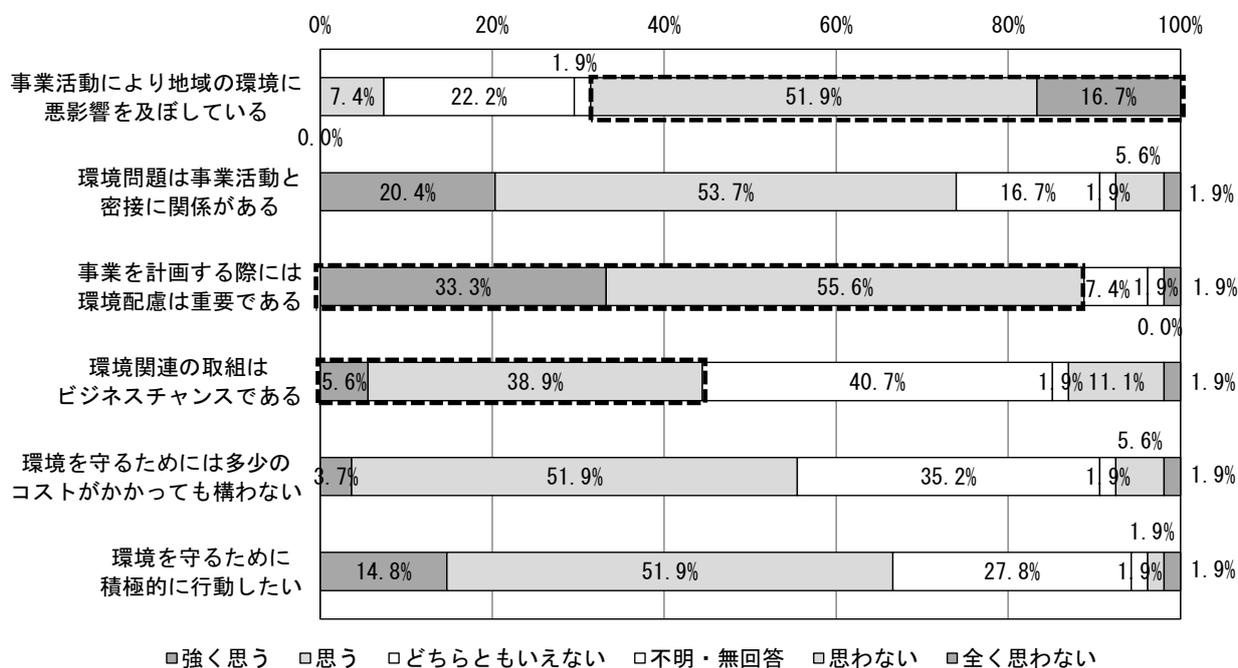


#### ■環境問題に対する考え方について【市民】

※グラフ内の数値については、端数処理の関係で合計が100%にならない場合があります。

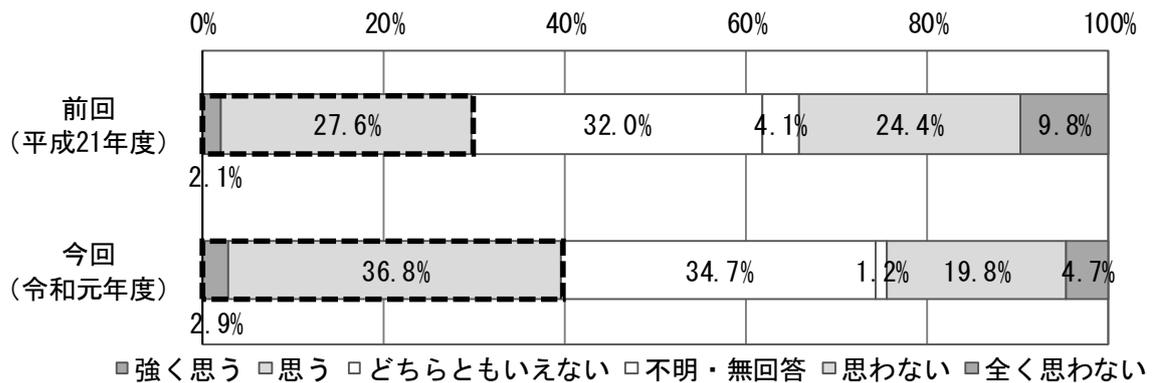
市内で事業を展開する事業者の意識としては、「事業活動により地域の環境に悪影響を及ぼしている」という問いに対しては、68.6%の事業者が「そう思わない（思わない、全く思わない）」と回答しています。一方で、「事業活動を計画する際には環境配慮は重要である」に対しては、「そう思う（強く思う、思う）」が88.9%となっており、環境への意識を高く持つ事業者が多くなっています。

また、「環境関連の取組はビジネスチャンス」という問いに対しては、「そう思う（強く思う、思う）」が44.5%となっており、「そう思わない（思わない、全く思わない）」の13.0%に対し、31.5ポイント上回っています。

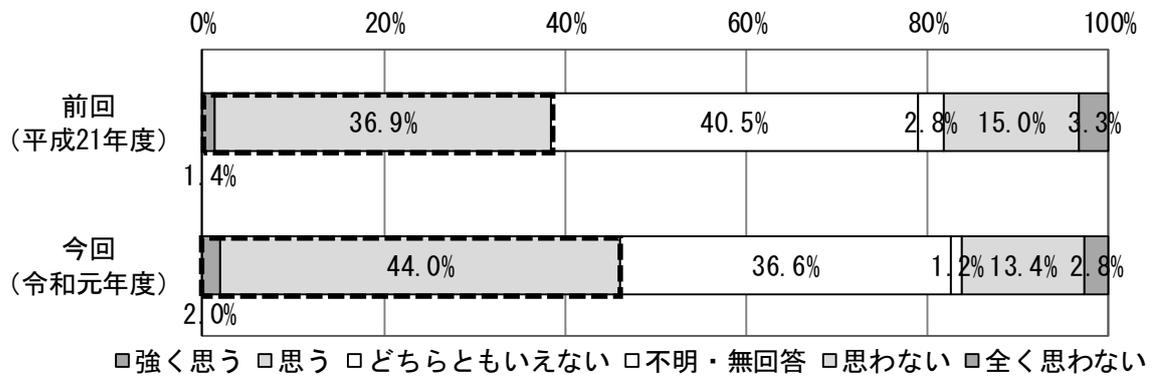


■環境問題に対する考え方について【事業者】

自然環境や生活環境といった、お住いの地域の環境に関する市民の満足度については、前回調査（平成21年度（2009年度））と比較すると、いずれの項目も満足度が上がっており、特に地域の生活環境に対する満足度は、「満足している（強く思う、思う）」が46.0%で、「満足していない（思わない、全く思わない）」の16.2%に対し、29.8ポイント上回っています。

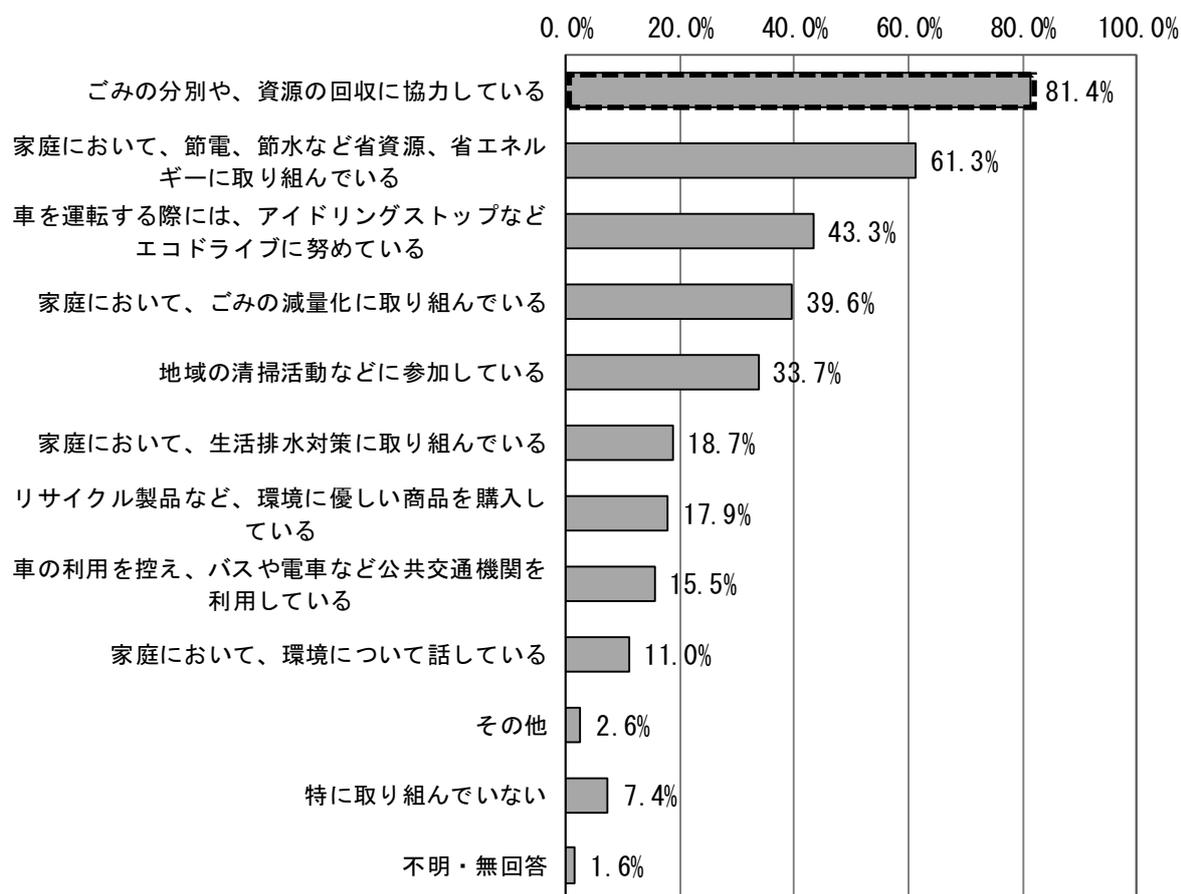


■地域の自然環境に対する満足度【市民】



■地域の生活環境に対する満足度【市民】

市民が行っている環境への取組については、「ごみの分別や、資源の回収に協力している」とする回答が全体の81.4%と最も割合が高くなっています。また、「特に取り組んでいない」という回答も7.4%ありました。

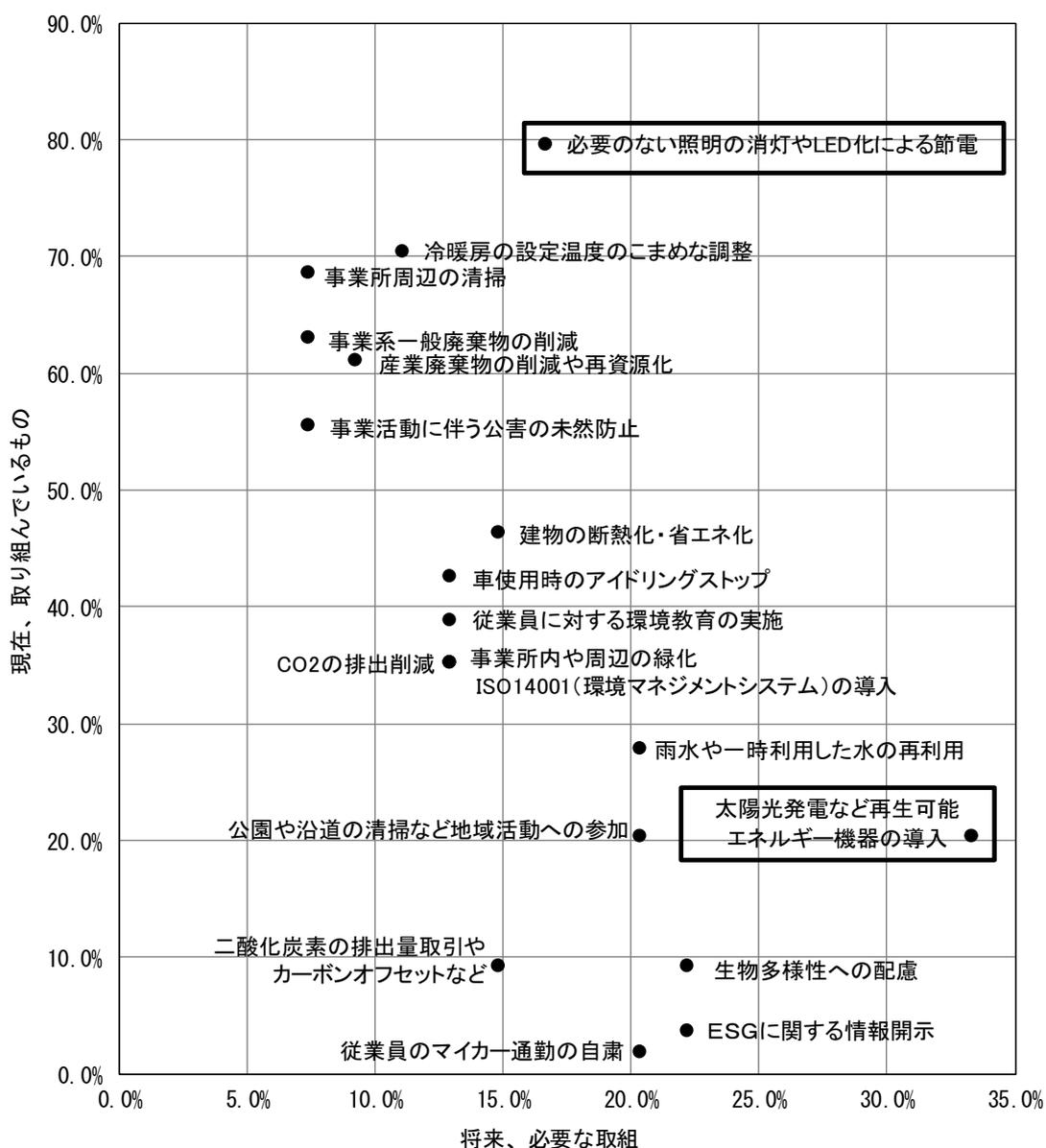


■実行している環境に対する取組【市民】

一方で、事業者が環境保全のために行っている取組として、現在行っている「環境保全のための取組」については、「必要のない照明の消灯やLED化による節電」が全体の約8割を占め、多くの事業者が取り組んでいます。

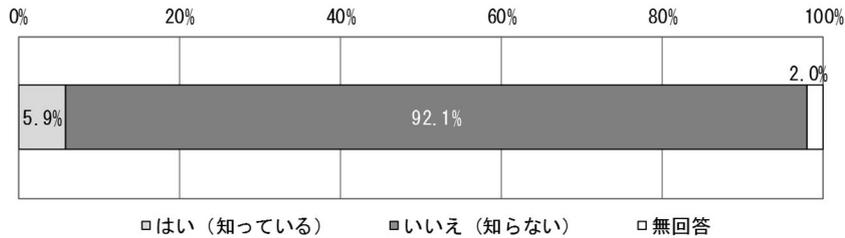
「将来、取組が必要なもの」については、「太陽光発電など再生可能エネルギー機器の導入」が全体の33.3%と最も割合が高くなっています。

取組項目について、現在行っているものと将来必要なもので分析すると、「生物多様性への配慮」や「ESGに関する情報開示」のように、概ね、現在取り組んでいない項目について、将来取り組んでいきたいという意向がうかがわれます。



■環境保全のための取組（現在×将来）【事業者】

「瀬戸市環境基本計画」についての市民の認知度は、「知らない」とする回答が92.1%となっており、前回調査（「知らない」88.8%）と比較しても、計画自体の認知度は低下しています。



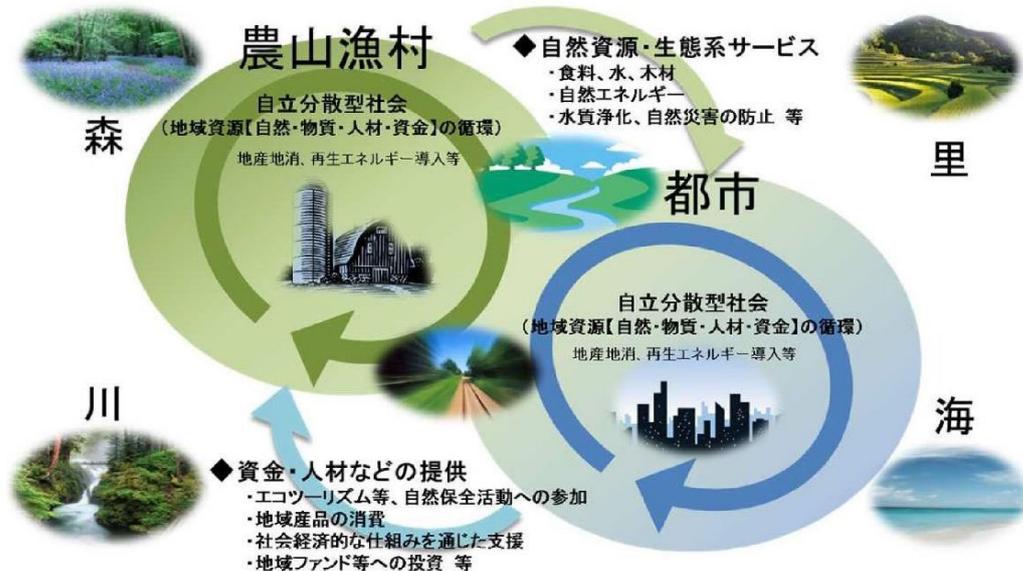
### ■「瀬戸市環境基本計画」の認知度【市民】

#### 【コラム】国の「第五次環境基本計画」（平成30年（2018年）4月・閣議決定）

国において策定された「第五次環境基本計画」は、SDGs（持続可能な開発目標）及びパリ協定採択後に策定された新しい環境基本計画です。この計画では、目指すべき社会の姿として、「地域循環共生圏」の創造、「世界の範となる日本」の確立を通じて、持続可能な循環型社会（「環境・生命文明社会」）の実現を目指としています。

### 地域循環共生圏

- 各地域がその特性を生かした強みを発揮
  - 地域資源を活かし、**自立・分散型の社会**を形成
  - 地域の特性に応じて補完し、**支え合う**



### 3. 瀬戸市の環境課題

#### 3. 1. 自然環境に関する課題

##### (1) 特定地区の指定拡大と既存地区における保全活動の実施

本市では、緑豊かな森林や湿地、河川などで多くの生物が生息・生育し、国の特別天然記念物であるオオサンショウウオの生息地や、希少な植物（シラタマホシクサなど）が自生する湿地など、優れた自然環境が多く残されています。「瀬戸市自然環境の保護及び保全に関する条例」に基づき、「下半田川町蛇ヶ洞川エリア」が特定地区として指定され、保護及び保全のための計画書が策定されるなど、市独自の優れた自然環境を保護・保全するための道筋がつけられました。今後は、この保護及び保全のための計画書に基づき、適切な保護・保全活動を進めるとともに、第2次計画で抽出された特定地区候補地の新規指定も含め、市内に存在する優れた自然環境の保護・保全に努める必要があります。

##### (2) 身近な生き物の生息、生育環境にも配慮した生物多様性保全の充実

令和2年（2020年）には、平成22年（2010年）のCOP10で設定された「愛知目標」の目標年を迎え、生物多様性に対する世界的な注目度は高まっています。本市においても、市民生活や事業活動の場の近くに森林や河川、湿地などの様々な自然が存在しています。このような身近な生き物の生息・生育環境にも配慮した生物多様性保全を充実させるためには、外来生物（アライグマ、ハクビシン、ヌートリア、カミツキガメなど）の駆除などを図るとともに、優れた自然環境だけでなく身近な自然環境についても市民の理解を深めていく必要があります。

##### (3) 身近な自然を活かした自然とのふれあいの充実

本市の豊かな自然をよりよい姿で次代につなぐためには、より多くの市民や事業者にもその存在の大切さを知ってもらう必要があります。本市には猿投山や岩屋堂、定光寺など多くの自然観光資源があり、市街地には水辺と親しむことができる瀬戸川が流れるなど、身近にふれ合うことのできる自然が多く存在します。今後は、このような自然観光資源や身近な自然を積極的に活用して、ふれあい活動の場や機会を充実していく必要があります。

### 3.2. 生活環境に関する課題

#### (1) 安全な市民生活の確保、安全な環境のための事業活動の展開

本市における大気環境、河川水質などの環境基準の数値は近年ほぼ横ばいとなっておりますが、一部で環境基準を満たしていない項目も残されており、監視・指導体制の強化や迅速な苦情処理など、さらなる対策が必要となっております。

#### (2) 資源循環を意識したさらなる取組の推進

本市では、市民・自治会代表・事業者と市で構成する「瀬戸市ごみ減量推進会議」による取組が積極的に行われています。また、市民意識調査において、市民が行っている環境への取組で、「ごみの分別や、資源の回収に協力している」市民の割合が8割を超えるなど、高い意識を持って取組が進められています。今後もこの高い意識を保ちつつ、さらなる高水準の資源循環型まちづくりの実現を目指して、各種取組を進める必要があります。

### 3.3. 地球環境に関する課題

#### (1) 自然環境等との調和に配慮した再生可能エネルギーのさらなる促進

近年の世界的な地球温暖化の問題や資源循環に関する課題などは、本市においても無関係ではありません。本市では、令和元年（2019年）に「瀬戸市自然環境等と太陽光発電設備設置事業との調和に関する条例」を制定し、太陽光発電設備を設置する際に一定の基準を設けるなど、太陽光発電設備の設置と自然環境等との調和を図るための取組を進めてきました。今後も、市民・事業者が日常生活や事業活動を行う中で、個々が地域や地球環境のことを念頭に置いた取組を進めることが必要であり、それらの取組を後押しする効果的な環境情報の発信と活用を進める必要があります。

#### (2) 気候変動の影響への適応など新たな問題への対応

近年の夏の猛暑や多発する豪雨災害など、気候変動の影響による異常気象が全国的に増加しており、本市においても今後、想定外の被害が発生する可能性も想定されます。また、国において、地球温暖化対策となる二酸化炭素の削減といった従来の「緩和策」に加え、近年増加する気候変動の影響による被害を回避・軽減する「適応策」が示されるなど、本市においても新たな問題に対応するための対策を講じておく必要があります。

### 3.4. 連携・協働に関する課題

#### (1) 多様な主体との連携・協働のさらなる推進

第2次計画を推進していく中で、先行で組織されていた事業者による「瀬戸市環境パートナーシップ事業者会議」に続き、市民による「せと・まるっと環境クラブ」が設立され、市と市民、市と事業者といった2者連携による取組が行われてきました。

今後はそれぞれの活動の深化を図るとともに、市、市民、事業者の3者連携や、大学などの学術・研究機関との多様な主体との連携・協働も視野に入れた取組を進めていく必要があります。

#### (2) グリーンな経済システムの実現

国の「第五次環境基本計画」において、「グリーンな経済システム」の構築が提唱される中、市内の事業者の意識調査においても「環境関連の取組はビジネスチャンス」であると考えている事業者が全体の4割を超えるなど、関心度は上がってきています。また、近年のESG投資といった新しい考え方も出てきており、環境と経済、社会の統合的向上に向けた動きも加速化されると予想されます。

そのため、市内の事業者においては、従来の事業活動に加え、環境に配慮した事業活動を積極的に取り入れていく必要があるとともに、環境に対する取組を進める事業者を市民、市も一緒になって応援し、グリーンな経済システムの実現を目指す必要があります。

#### (3) 市民・事業者の環境に対する意識の向上

豊かな自然環境の保護・保全や、日々変化する様々な環境問題に対応していくためには、市民・事業者の環境に対する意識をさらに上げていく必要があります。そのためには、本市の環境の現状を知ってもらうことや、世界的な環境情勢を理解してもらう必要があります。

また、市や事業者、学術・研究機関など、各種主体が進める環境教育や環境学習といった環境を学ぶための手段や機会を充実させるとともに、本市の環境に関する総合的な計画である本計画の市民・事業者に対する認知度を高め、市民や事業者の関心のもと、計画に沿った取組を着実に進めていく必要があります。